

第 2 7 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開 催 期 間	令和 3 年 3 月 3 日（水）	
場 所	Web会議開催	
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹（一般社団法人クラウドサービス推進機構 理事長）	
	委 員 稲生 信男（早稲田大学社会科学総合学院 教授）	
	委 員 長村 彌角（公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー）	
抽出案件	5 件	（備考） 抽出案件 5 件の審議のほかに、契約の状況、少額 随意契約の状況等について説明を行い、その後、 質疑を行った。
（内訳）		
一般競争契約	5 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

1. 令和2年度（上半期）における契約の状況等について	
会計検査院側より、契約の状況、少額随意契約の状況等について説明を行った。	
意見・質問	回 答
新型コロナウイルスの影響について ・ 契約の履行はどのような状況であったのか。また、担い手不足による価格の高騰等の影響はあったのか。 ・ 仕様書において対面式での履行とされているものを、非対面式に変更するといった対応はしているのか。	・ 審議の抽出案件でもある「一般定期健康診断等に関する単価契約」については、新型コロナウイルスの影響を受けて、契約を解除している。その他、式典等が中止になったことに伴い、履行に至らなかった契約がある。 保守業務等については、業者側でテレワークによる2班体制等を導入するなどして契約の履行を確保したため、大きな変更はなかった。また、担い手不足によって価格が高騰した契約はなかった。 ・ 仕様書で求めている納品物について、紙媒体ではなく電子媒体での提出とするなど、契約ごとに順次非対面式への対応をしている。
決算確認システム（国有財産）ソフトウェア保守業務 ・ 随意契約とした理由は何か。	・ 一般競争入札による手続を行ったところ、複数回入札を行ったものの入札額が予定価格の制限の範囲内に収まらず、落札者がなかったため、法令に基づき不落随意契約を締結したものである。

2. 案件の審議 5 件を審議した。審議の内容は次のとおりである。	
意見・質問	回 答
(1) 一元的な文書管理システム技術支援等業務 ・ 会計検査院の積算額と業者の見積額が乖離している理由は、採用している技術者単価の差のみならず、工数も異なっているからではないか。	・ 本業務は従事者を会計検査院に常駐させるという仕様のため、年間の稼働日数を基礎としており、落札事業者から落札後に徴した金額内訳書においても同様の算定方法となっている。そのため、会計検査院と業者とで採用している工数に違いはない。
・ 新型コロナウイルスの影響を受けて、会計検査院職員からの問合せ件数が増えると業者側が想定したために見積額が高くなったと推測もできるが、会計検査院では、そのような検討は行ったのか。また、問合せ件数は増加したのか。	・ 入札を行った令和2年2月時点では、新型コロナウイルスによる影響範囲を想定できなかったため、積算の際にそのような検討は行っていない。また、実際に、問合せ件数が前年度と比べて増加した事実はなかった。
・ 会計検査院は、常駐者のみに着目して積算している一方、業者側は、管理者の工数も含めて積算していて、技術者単価の差のみならず、工数の認識の差もあるのではないか。受注者から情報を収集するなどして、次回の積算に活かすことを検討する必要がある。	・ 御意見を踏まえ、工数等の情報を可能な範囲で収集し、4年度以降の調達手続に活かすなどしたい。
・ 昨今のテレワーク環境下であれば、今後は常駐に限定せずに契約形態や受注形態を検討する必要がある。	・ 御意見を踏まえ検討することとしたい。
(2) 分析ツール (SAS) の購入 (3) 分析ツール (SAS) 保守業務 (分析ツール (SAS) の購入及び保守業務 2 件について一括審議) ・ SAS保守業務の仕様書において、SASと電子証拠書類等管理システム (EVANSS) とは関連していることが読み取れるが、EVANSSに関する情報の提供がなされていないため、EVANSSの保守事業者以外は入札に参加し難いのではないか。	・ 入札希望者が閲覧できる資料であるSASに係る設計書等の中にEVANSSに係る設計資料も含めているところであるが、今後は、御意見を踏まえて、わかりやすく明記することを検討したい。
・ SASとEVANSSの保守業務を別の契約で発注した理由は何か。	・ SASの購入及び保守については、当初は、一般競争入札により、平成27年度から令和元年度までの5か年度の国庫債務負担行為による調達

	を行ったEVANSSの保守等業務に含まれていたものである。 当初契約終了後、同業務のうち競争性が働く余地があるSASの購入及び保守の部分を切り出し、さらに購入業務と保守業務に分けてSASの調達を行った。 他方、EVANSSの保守等業務のSASを除いた部分については、実態が再リース契約であることなどから、当初契約終了後から次期システムへ移行するまでの19か月間について、随意契約により、2年度から3年度までの2か年度の国庫債務負担行為による調達を行った。
一般競争入札の手続をとってもSAS社の協力企業内における商慣習的取り決めによって応札者が決まっているかもしれないので、こういった事情について、考える必要がある。	御意見を踏まえ、今後は可能な範囲で代理店等としての契約・取引上の制約等を確認した上で調達手続を検討することとしたい。
(4) 一般定期健康診断等に関する単価契約 (5) 一般定期健康診断等に関する単価契約 (一般定期健康診断等に関する単価契約2件について一括審議) 一旦は締結された(4)の契約の解除がなされた後に、(5)の契約が別の事業者との間で締結されているとのことであるが、(4)の契約は、何に基づいて契約解除を行ったのか。また、信義誠実の原則に反するような発注者側からの一方的な契約解除ではないか。	契約解除は、契約条項に基づいて全部解除を行ったものである。また、(4)の受注者の同意を得た上で契約解除の手続きを行っているため、信義誠実の原則に反するものではないと考えている。
(4)と(5)の予定価格の差は何か。	二次血液検査の実施の有無による違いである。
(5)の仕様書では、(4)の仕様書から実施時期の変更はしているのか。また、(5)に対して(4)の受注者は応札したのか。	実施時期は変更している。また、(4)の受注者は応札した。
コロナ禍という先の見通しが不透明な中、当初契約を解除せずに事情を汲んで実施時期の変更に応じる方が一般的であると考えられるところ、それを超えて、一度契約を解除して実施時期を変更し入札を再度行ったというのは、いろいろな調整の結果ではあったのだろうが、あえてするものかどうかという印象がある。	コロナ禍の中で、通常の契約期間で通常の契約ができない同様のケースが今後発生することを踏まえ、契約後の手続等については慎重に判断していきたい。
3. その他	

- ・新型コロナウイルスという天変地異に準じるような事態は一時的な問題ではなく、今後も続く可能性がある。これを踏まえ、（１）の契約における常駐の必要性も含めて、次の発注・契約の在り方について見直す機会としてほしい。